

2015年度地方財政対策の動向

飛 田 博 史

はじめに

1月14日に、2015年度の地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が明らかとなった。2015年度の地方財政の収支見通しである地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）は、国地方の財政健全化の基調のもとで、いわゆる地方創生と税収増とを追い風に、各種の財源対策を重ねて一般財源総額を可能な限り拡充したものとなった。財政規模の点では、新年度の各自治体の財政運営にとって明るい見通しが立ったといえることができる。

しかし、2016年度以降の中期的な展望としては、財源保障のあり方にさまざまな課題を投げかける中身となっている。

本稿は公表された2015年度地財対策の資料をもとに、その概要、特徴、問題点などを述べる。

1. 国の予算の動向

(1) 2014年度補正予算案（本稿末資料参照）

1月9日に2014年度補正予算案が閣議決定され、同月26日に国会へ提出された。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」にもとづく予算の規模は3兆1,180億円と昨年度の5.4兆円に引き続き大型補正となり、年間予算規模は100兆円を超える。

歳出は消費喚起や子育て支援、中小企業支援などの生活者、事業者対策で1兆1,854億円。地方創生の先行実施などの地域活性化関連で5,783億円。震災復興や災害復旧関連で7,578億円。国税決算見込み等の上振れにともなう地方交付税の追加交付分で9,538億円。東日本大震災復興特別会計への繰入9,844億円などが計上された。

一方、歳入では当年度の税収見通しの上振れ分1兆7,250億円、前年度の一般会計および復興特別会計の剰余金の合計2兆353億円などをあて、公債発行に依存しない

編成となった。

注目されるのは地方創生政策を見据えた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」4,200億円である。

この交付金は、地方自治体が実施する生活支援や地方創生政策に対して交付する使途の弾力的な一般行政経費関係補助金で、自治体の計画策定を条件とし「地域消費喚起・生活支援型」2,500億円と「地方創生先行型」1,700億円の2つの交付金からなる。

前者は自治体が行う地域の消費喚起施策などを支援するもので、人口と財政力指数などの財政指標を基準に客観的に交付される。

後者は文字通り2016年度に予定されている地方創生関連の交付金を見据えたもので、人口と財政力指数などにもとづき客観的に交付される「基礎交付」と地方版総合戦略にもとづき上乗せする「上乗せ交付」からなる。

地方版総合戦略はまち・ひと・しごと創生法にもとづき、2014年12月27日に閣議決定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、地方が2015年度中に策定を求められているものである。

戦略の策定は緒に就いたばかりであり、交付金は実質的に基礎交付によるものと推察される。

このほかの注目点は国税の上振れ分等にもとまう地方交付税の追加交付分9,538億円である。これは2013年度国税決算の上振れ分4,569億円と2014年度税込見通しの上振れ分4,969億円からなり、このうち2014年度の普通交付税算定の際に割落とした分の戻し（調整戻し）として315億円。残りは後述する2015年度の地財対策に繰越されることになった。

（2） 2015年度の予算案（本稿末資料参照）

2015年度予算案は1月14日閣議決定され、一般会計の予算規模は96兆3,420億円と当初予算ベースで3年連続増の過去最大となった。

歳入では、税込見通しが54兆5,250億円（前年度比当初比9.0% 以下カッコ内は伸び率）と、前年度の消費増税の平年度化にもとまう増収分1兆6,860億円の効果により5年連続の増加見通しとなり、その水準は直近のピークとなる2007年度の53兆5,540億円を上回る額となった。

その他収入についてもN T T株売却による剰余金や各種基金の剰余金などの活用により3,226億円増の4兆9,540億円を確保した。

この結果、新規公債発行は36兆8,630億円と2009年度の当初予算以来の30兆円台となった。

一方、歳出では国債費を除く基礎的財政収支対象経費が72兆8,912億円（0.4%）と前年度比微増にとどまったが、このうち社会保障関係費が自然増と消費増税にともなう社会保障の充実などにより前年度比で約1兆円の増となる一方、地方交付税等の繰入額については約6,000億円減となった。

このほか、各省の予算にまたがる地方創生関連経費として、後述の地方財政見直しとは別に7,225億円が計上された。

一見、政策の目玉である地方創生関連枠で派手な予算に見えるが、主要経費別にみると前年度比で目立って伸びているのは、上記の社会保障関係費31兆5,297億円のほか、防衛関係費4兆9,801億円（2.0%）にとどまり、その他は、微増となった公共事業関係費5兆9,711億円（0.0%）、中小企業対策費1,856億円（0.2%）を除けば前年度を下回る。

この結果、国地方をあわせた基礎的財政収支赤字の規模は対名目GDP比で3.3%に低下し、中期財政計画の目標とする2010年度比半減を達成する見通しである。

以上を踏まえると予算規模としては過去最大ではあるが、財政健全化のタガをはずすほどの内容ではなく、税収増の追い風のなかで、高齢者関連予算を抑制しつつ子育て支援に回すなど実質的には安全航行の予算案となった。

2. 地財対策の特徴（本稿末資料参照）

毎年度、国が策定する地財計画は地方財政の標準的な収支見直し、いわば地方財政の青写真である。それは標準的な行政経費を積み上げるとともに、これに見合った歳入を国が最終的に保障するマクロの財源保障のフレームとなっている。この仕組みのなかで地方交付税の総額が決定されるため、地方交付税を交付される大半の地方にとっては、新年度の自治体予算案を確定する上で重要な見直しである。

2015年度の地財計画は、昨年後半から安倍政権が打ち出した地方創生施策を、地財計画にどのように焼き付けるかが焦点となった。まず、地財計画の概況を見る前に今回の見直しの主な特徴をあげていこう。

(1) まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円

◆ 地財計画における位置づけ

にわかには政権の主要施策となった地方創生は、2014年度の補正予算における地方創生先取り交付金に始まり、2015年度中に各自治体で地方版総合戦略が策定され、2016年度に本格的な財源措置が予定されている。

これにあわせて、地財計画においても一般行政経費の単独事業として「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上された。

この「一般行政経費の単独事業」は、国庫補助負担金および地方債をとみなさない、全額一般財源充当経費が大半であることから、その計上は一般財源総額を1兆円確保することに寄与する。

ただし、今回の対策では一般財源総額を真水で1兆円増やすわけではなく、このうち5,000億円は、地域の元気創造事業費3,500億円と歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の一部1,500億円という臨時的な包括経費を振り替えたものである。

残り5,000億円は一般財源総額の拡充分となるが、この財源についても、後述する地方公共団体金融機構の準備金の活用、過去の投資抑制による公債費減による一般財源の活用など、地方のやりくりにより充当する。

したがって、国の一般会計から追加的な加算を求めずに地方創生枠の財源を確保したことになる。この点について地財対策の政府資料では「地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮」としており、地方創生枠が単なる地方側へのばらまきでないことを強調している。

なお、この地方の努力分としての5,000億円の捻出方法については、実際の追加財源が生じるものと地方の歳出削減によるものが、「新規の財源確保」として同一視されている点は疑義がある。

いずれにしても地方創生枠が地方財政規模、一般財源総額の水準の拡充に寄与したことは確かであるが、問題はこの経費算定の項目および規模の見通しが不透明な点にある。

現段階では予想がつかないが、地方創生枠の充当財源である地方公共団体金融機構の準備金の活用スケジュールが3年間であること。あるいは政府がとりまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が5年間であることを踏まえれば、少なくとも3～5年は存置されることが期待される。しかし、そもそも包括的に計上された経費ゆえに、今後の政策見直しや政治動向の変化などがあれば、それを保障するも

のではない。

◆ 交付税算定への反映

地方創生枠は、交付税算定において「地域の元気創造事業費」（以下「創造事業費」と呼ぶ）と「人口減少等特別対策事業費（仮称）」（以下「特別対策事業費」と呼ぶ）として算定される予定である。

現時点では両項目間および道府県、市町村間の割り当ては未定であるが、補正係数に反映される地域活性化関連の指標としては図表1の右側に示される「取組の必要度」と「取組の成果」が採用される予定である。

<図表1> 各種特別枠算定の指標比較

2014年度の算定内容				2015年度の新たな算定			
項目	地域経済雇用対策費		項目	地域の元気創造事業費		項目	人口減少等特別対策事業費
	道府県	市町村		道府県	市町村		
経済活性化関連(割増)	一人当たり第一次産業産出額(対全国比)	一人当たり農業産出額(対全国比)	行革算定(割増・割落)	職員削減率		取組の必要度(割増)	人口増減率
	一人当たり製造品出荷額(対全国比)			ラスパイレス指数(前年度)			転入者人口比率
	自主財源比率(対全国比)			ラスパイレス指数(直近5か年平均)			転出者人口比率
	有効求人倍率			人件費削減率			年少者人口比率
	人口密度(対全国比)			人件費除く経常経費削減率			自然増減率
	高齢者人口比率(対全国比)			地方債残高削減率			若年者就業率
経済活性化分(割増)			第一次産業産出額	農業産出額		取組の成果(割増)	女性就業率
			製造品出荷額		有効求人倍率		
			小売業年間商品販売額		一人当たり各産業の売上高		
			若年者就業率		人口増減率		
			従業者数		転入者人口比率		
			事業所数		転出者人口比率		
	のべ宿泊者数		転入者人口比率				年少者人口比率
	一人当たり県民所得		一人当たり地方税収				自然増減率
					若年者就業率		
					女性就業率		

(資料) 各年度の地財対策資料より作成

取組の必要度では、各種指標が相対的に低い自治体で高い割増が適用され、取組の成果では成果に応じた割増となる。ただし、現実には一連の指標の成果を出すことは不可能であることから、「必要度」について優先的に配分し、段階的に「成果」へと比重を移していくことになる。しかし、政府の総合戦略期間である5年間を設定したとしても、後者の成果指標にもとづく算定への移行には時間が充分とは思えない。

なお、存置される創造事業費については、従来の算定を継続するとしているが、これに含まれる行革算定が地方創生に資するというのは理解できない。

ところで社会経済関連の指標にもとづく算定は、これまでも歳出特別枠関連の地域経済・雇用対策費（以下「雇用対策費」と呼ぶ）や創造事業費で採用されており、新たに特別対策事業費が加わることで指標が重複する部分も生じるため、何らかの整理がなされる可能性がある。

同じく**図表1**で、従来の特別枠関連項目が採用する成果指標を比較してみると、雇用対策費と特別対策事業費で有効求人倍率。創造事業費と特別対策事業費で若年者就業率が重複する。また、第一次産業関連や製造品出荷額などはいずれも類似の指標であり、各項目の需要額算定の目的があいまいである。

今回の地方創生枠1兆円は、従来とは異なり規模の大きな成果指標による算定であり、こうした臨時的な項目による算定自体が問題であることは、これまでも指摘してきたが、さらに、その規模が需要額総額において拡大することは普遍的な行政経費を算定する制度のあり方として問題がある。

(2) 歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の削減

リーマンショックにともなう地方財政危機対策として、2009年度以来存置されてきた歳出特別枠（現在では地域経済基盤強化・雇用等対策費）については、財務省サイドから景気回復にともない、その全廃が強く求められてきた。今回は地方創生枠に一部振り替え8,450億円に減額することで決着した。

(3) 法定率の見直し

◆ 見直しの背景と問題点

地方交付税の原資となる国税5税の法定率が「安定性の向上・充実を図るため」に大幅に見直されることになった。

本稿末資料に示された通り、所得税と法人税が33.1%、酒税が50%、たばこ税は

廃止となる。これにより所得税と酒税が引き上げ、法人税が引き下げとなり、構造的には「安定性」が高まることになる。

たばこ税の廃止は酒税の法定率引き上げとセットで行われており、たばこ税が国税と地方税として1対1で課税され、さらに交付税原資として地方に配分している状況に対し、国税である酒税の法定率が32%であることから、両者の国地方の配分を1対1に揃えることが理由となっている。

以上の結果、法定率分として900億円の増加を見込んでおり、これを「充実」としている。

図表2は2015年度の国税5税の見込み額をもとに、2014年度と2015年度の法定率をそれぞれ乗じて、交付税原資の変化を税目ごとに試算したものである。

増減額は所得税が1,809億円増、酒税が2,354億円増、法人税が989億円減、たばこ税が皆減となり、合計では909億円の純増となる。

ところで、交付税の法定率原資は1954年の制度発足時、所得税、法人税、酒税の3税で始まった。石原信雄によれば、3税が選択された理由として「これらが国税の基幹税目であり、また、これらの税目を組み合わせることによって収入の伸張性と安定性を期すことができ……」と述べている⁽¹⁾。

その後の法定率の引き上げが行われたり、1989年度には消費税やたばこ税が交付税原資とされるが、いずれも税制改正や国庫補助負担率の引き下げにともなう減収補てんを目的とするものであり、「安定性」を目的とする見直しは行われてこなかった。

<図表2> 法定率見直しの効果（地方法人税除く）

(億円)

	2015年度 国税見込み	2015		2014		増 減
		法定率	法定率分	法定率	法定率分	
所 得 税	164,420	0.331	54,423	0.32	52,614	1,809
酒 税	13,080	0.5	6,540	0.32	4,186	2,354
法 人 税	109,900	0.331	36,377	0.34	37,366	-989
消 費 税	171,120	0.223	38,160	0.223	38,160	0
たばこ税	9,060		0	0.25	2,265	-2,265
法定率分計			135,500		134,591	909

(資料) 2015年度国の当初予算案と地財対策資料より試算

(1) 石原 (2000) 98~99ページ

このような沿革からすれば、「安定性」を目的とする法定率の見直しは交付税原資のあり方に関する重要な方針転換とみることができる。

ただし、2014年度に新たな交付税原資として創設された地方法人税は、消費税法定率分の地方消費税化と地方法人課税の交付税原資化による税源交換を見据えた改革であり、交付税原資として法人税の拡充を容認するという点では、今回の「安定性」重視の方向とは矛盾する。以上を踏まえると、交付税原資のあり方として「安定性」を重視し、法定率を見直す根拠には疑義がある。

たばこ税と酒税の法定率見直しの根拠についても、両税にのみ国地方の税源配分の均衡化の原則を適用することは、他の法定率との関係からみて矛盾する。

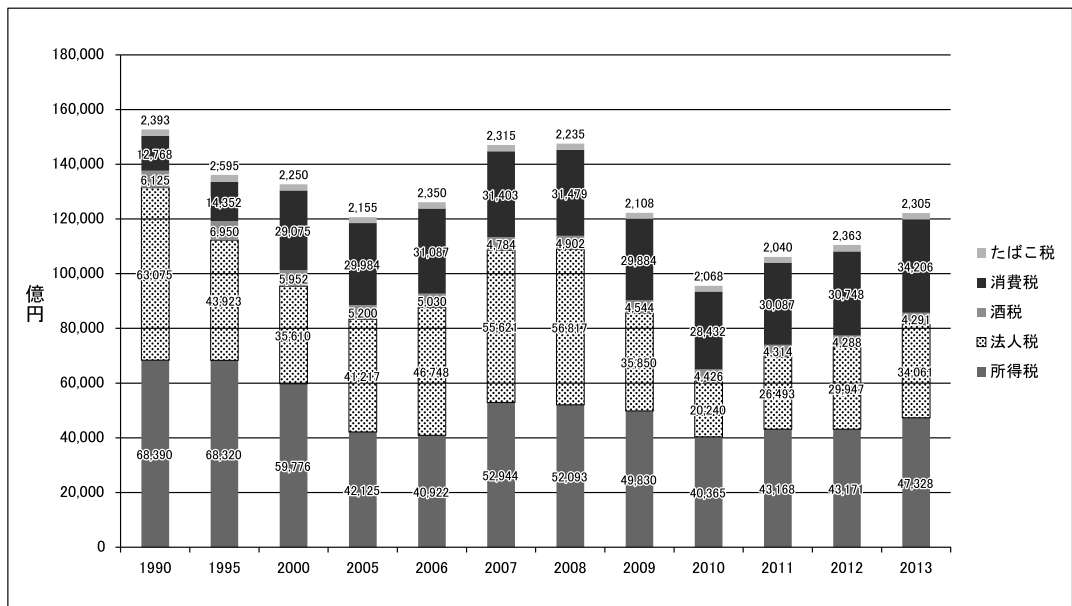
◆ 安定性と伸張性

これまでの交付税原資の推移を振り返ってみよう。

図表3は1990年度以降の法定5税法定率分の推移である。2005年度までは5年ごと、それ以降は各年度で表した。

減税を中心とする税制改正や景気変動にともない増減を繰り返しているが、全般的な傾向として90年代に比べて、2000年代に入り交付税原資の絶対額が低下傾向にある。

<図表3> 法定率分の税目別推移



(資料) 各年度の地方財政計画収支見通し資料より作成

また、税目別にみても90年代は所得税と法人税が高い伸びを示してきたが、2000年代以降は、2007年度の税源移譲の影響を除けば、法定率の引き上げもあいまってもっぱら法人税が交付税原資の伸びを支える傾向にある。

安定性という面について、1990年度から2000年度および2000年度から2014年度で各税目ごとの最大・最小値の格差をみると法人税の最大・最小値の倍率は2000年以前が1.9倍であるのに対し、2000年度以降は2.8倍と確かに変動幅が大きくなっており、法定率の変動要因を捨象してもほぼ同様の結果となった。

この点では近年の交付税原資の状況を踏まえて安定性を求めることには客観的な根拠がある。

しかし、交付税原資の沿革からすれば伸張性も重視すべき要素であり、所得税の伸びが期待できないなかで、安易に安定性を求めることは、中長期的にみて交付税原資の絶対額の減少をもたらすことが懸念される。交付税原資のあり方についてはより慎重な検討が必要である。

◆ 交付税原資の拡充について

資料によれば、法定率の見直しにより交付税原資の充実を図ったとしている。

今回の見直しは税制改正にともなう減収補てん対策ではないことから、地方交付税法第6条の2第3項にもとづき、交付税原資と総額との著しいかい離に対し、法定率を実質的に引き上げたとみることができる。そうであるならば、これまで地方六団体や概算要求の事項要求で求めてきた法定率の引き上げが実現したことになる。

ただし、純増額は上記の通り約900億円であり、交付税法定率の実質的な引き上げというには極めて小幅で、わずかな税収見通しの変化で胡散霧消する程度であり、積極的な評価はしがたい。

(4) その他 — 合併算定替終了対策

2015年度以降「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」が拡充する。

これは2014年度から講じられた措置で、合併自治体に適用されてきた交付税算定の特例措置が終了し交付税が段階的に減少する一方で、支所機能の維持や広域化にともなう割高な行政経費の事情に配慮した算定を導入するものである。

まず、2014年度から3年間にわたり、支所に要する経費について総額3,463億円相当を算定することになり、初年度1,154億円が算定されている。

これに加え、2015年度から5年程度で、人口密度等による需要の割増しと標準団体

の面積に見直しを行うことになった。

人口密度等の差による行政経費の多寡は、交付税算定の密度補正により基準財政需要額の割増しや割落としが行われる。今回、合併により広域化した自治体や離島等条件不利地域について、密度補正の割増しを充実又は新設する。

標準団体については、毎年度の交付税算定の単位費用を決定する際に前提とする架空の自治体（市を想定）で、市町村算定の場合、人口10万人、面積160km²が想定されている。今回、合併により多くの自治体が広域化した状況を踏まえ、面積標準を210km²に引き上げ、標準団体の経費を見直すことで単位費用に反映させる。標準団体の面積の見直しは1967年度以来48年ぶりの歴史的な改正である。

以上の追加的な見直しにより、さらに3,200億円程度を算定し、合計で6,700億円程度（合併団体換算）が算定される見込みであり、現行の合併算定替えによる割増し額の3分の2程度が維持されることになる。

交付税の減少を懸念する合併自治体にとっては明るい展望といえるだろうが、この措置は、当時、市町村合併のメリットの一つとして喧伝された行財政の効率化が、実際には十分な成果をあげられなかったことを国が認めたことになるだろう。

最近では連携中枢都市圏構想など、別の切り口から広域施策が進められているが、地方自治体は改めて市町村合併のメリット、デメリットを総括した上で、新たな施策に臨むことが必要である。

3. 地方財政計画の規模と財源対策（本稿末資料参照）

（1）地方財政規模

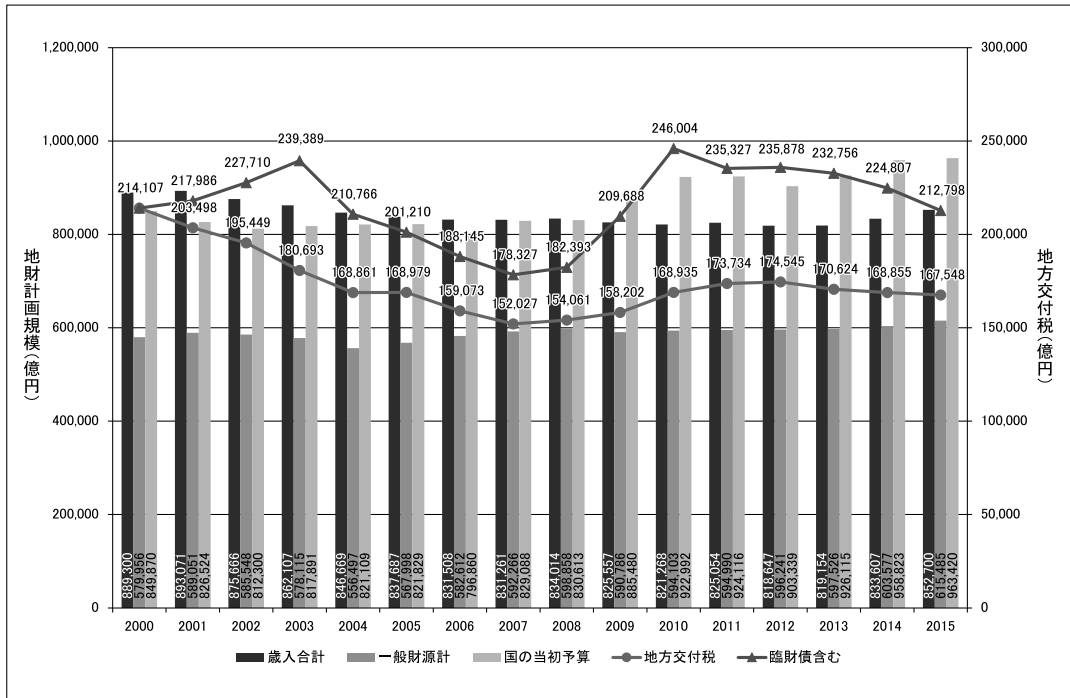
本章では、地財計画の概況についてみていこう。本稿末資料とともに地方財政規模（以下「地財規模」と呼ぶ）の概況を表した図表4を参照されたい。

図表のうち棒グラフは2000年度以降の地財規模、一般財源総額、国の一般会計当初予算を示している。また、折れ線グラフは地方交付税総額および実質的な地方交付税の振替財源である臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）を加算した、実質的な地方交付税総額である。

◆ 総 額 85.3兆円

財源保障の大柱となる地方財政の規模は、通常収支分で85兆2,700億円（2.3%）

＜図表4＞ 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 同上

と2003年度以来の85兆円超えとなり、伸び率は2000年度以降では最大となった。

公債費を除く一般歳出でも69兆3,200億円(2.3%)と2年連続で2%台の伸びとなり、三位一体改革以前の2003年度に近い水準となった。

◆ 一般財源総額 61.5兆円(水準超経費除き60.2兆円)

各自治体における実質的な財源保障の目安となる一般財源総額は、61兆5,485億円(2.0%)と2年連続で60兆円超えとなり、前年度を1兆1,908億円上回った。伸び率でみると2006年度以来の2%台の高さである。

また、不交付団体の水準超経費分を除く一般財源でも60兆1,685億円(1.2%)、前年度を7,408億円上回り初めて60兆円台に乗った。

なお、地方消費税の見込額は4兆5,568億円、前年度比1兆5,525億円増であることから、一般財源の増加は税制改正の平年度化という制度的な要因が大きく、地方税の自然増をとまう一般財源総額の伸びは、主に地方法人関係税が寄与したにとどまる。

◆ **地方交付税総額 16.8兆円**

地方交付税総額は16兆7,548億円（△0.8% △はマイナス）と、地方税の大幅な増収による財源不足の縮小により減少しているがその幅は小さい。

これは財源不足額の縮小を主に臨財債の削減に反映させ、特例債への依存度を低下させたためであり、臨財債を含む実質的な交付税総額は21兆2,798億円と前年度比でマイナス5.3%の減少となっており、2013年度以降3年連続で減少している。

◆ **東日本大震災分 2.5兆円**

2012年度以来、別枠で計上されている東日本大震災分は2兆5,000億円（12.9%）と、前年度を2,862億円上回っている。これは内訳となる全国防災事業比が2,521億円から4,900億円に拡大していることによるもので、復旧・復興事業については1兆9,617億円から2兆100億円の微増にとどまっている。

いずれも国直轄・補助事業が主要な内容で、復旧・復興事業についても対象自治体の実質的な財政負担をなくす復興特別交付税が前年度微増となっている。

なお、執筆時点では事業費積算の背景は明らかではない。

(2) **財源不足と地財対策 7.8兆円**

◆ **財源不足と地財対策の概況**

地財対策の対象となる財源不足額は、歳出見通しに対する通常歳入見通し（地方税、地方交付税の法定率分、通常地方債などの積算額）との差額であり、これに対する財源確保が地財対策である。

図表5は財源不足の推移と毎年度の地財対策の状況である。

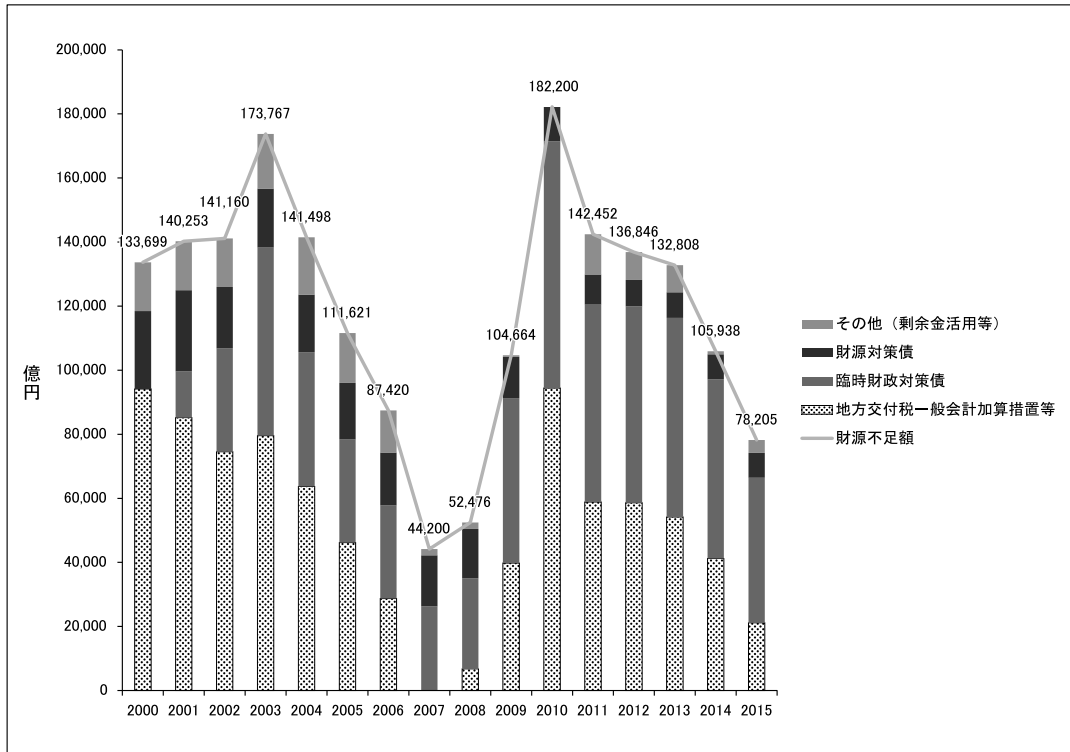
財源不足額は7兆8,205億円（△26.2%）と5年連続で縮小し、2008年度以来の桁兆円となった。地財規模が拡大するなかで通常歳入見込みが増加したことが要因であり、地方交付税原資や地方税の増収効果が寄与している。

財源不足額は2000年度以降では最小となる2007年度の4兆4,200億円を3.4兆円程度上回っているが、これは通常歳入では2007年度を若干下回る程度一方で、歳出が2兆円近く上回ったことによるもので、社会保障の充実や地方創生関連の経費増が影響している。

主要な地財対策は、国の一般会計による交付税総額への加算。地方債（財源対策債、臨時財政対策債等）の増発。その他の財源確保に整理することができる。

2015年度は大幅な財源不足の縮小により、一般会計加算分が約2兆円減少してい

<図表5> 財源不足額と地財対策の状況



(資料) 同上

る。これは、いわゆる国と地方の折半ルール分および別途加算している別枠加算などが大幅に減少しているためである。

これに対し地方債の増発分は、先の折半ルール分の地方負担である臨財債の新規発行は減少したものの、既発債の償還に充てる発行額が増加しているため、減少幅は1兆円程度にとどまる。

◆ 地財対策の詳細

図表6は地財対策の詳細を過去3年間にわたり整理したものである。

● 一般会計加算 2兆1,155億円

【既往法定分】

国の制度改正にともなう財源措置分である既往法定分が4,326億円(△50.0%)と半減している。執筆時点で詳細は不明であるが、昨年为例にとれば90年代の投資的経費の国庫補助負担率の引き下げにともなう財源対策で発行された、公共事業

等臨時特例債の利子負担。2005～07年度にわたり行われた地財計画の投資単独経費と一般行政単独経費の一体的かい離是正の一般財源相当額の交付税措置分がある。

【臨時財政対策特例加算】

国と地方で負担を折半するうち、国の一般会計負担分である臨時財政対策特例加算が1兆4,529億円（△45.0%）と、およそ半減に近い減少である。

【別枠加算】

2009年度の地財対策以降、国が折半ルールとは別枠で補てんする別枠加算は、2,300億円（△62.3%）と大幅減である。前述のように財務省は、リーマンショック以来の危機対応モードから平時モードへの地財対策の回帰にともない、

<図表6> 2015年度地方財政対策の内容

(億円)

	地財対策の内容	2015	2014	2013	備考
地方交付税の増額等	一般会計加算（小計）	21,155	41,186	54,176	
	既往法定分	4,326	8,648	8,231	公共事業等臨時特例債の元利償還分等（過去の対策補てん）
	臨時財政対策特例加算	14,529	26,438	36,045	財源不足に対する国と地方の折半分のうちの国負担分
	別枠加算	2,300	6,100	9,900	財源不足状況を踏まえた国と地方折半外の加算（臨時措置）
	その他（小計）	4,000	1,000	8,500	
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用	3,000		6,500	旧公庫債権の貸借金利差補てんの準備金活用
	交付税特別会計剰余金活用	1,000	1,000	2,000	地方交付税特別会計の過去の借入金の利子予算の不用額
地方債の増発	地方債増発（小計）	53,049	63,751	70,131	
	臨時財政対策債の発行（既発債）	30,720	29,513	26,086	既発臨財債の元利償還相当
	臨時財政対策債の発行（新規）	14,529	26,438	36,045	財源不足に対する国と地方の折半分のうち臨財債の新規発行分
	財源対策債の発行	7,800	7,800	8,000	建設地方債の充当率引き上げ
	合計（財源不足額相当）	78,205	105,938	132,808	

* 表示未満四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(資料) 総務省ホームページ 地方財政対策関連資料より作成

別枠加算の廃止を主張してきたが、一部存置された。

● **その他の地方交付税総額確保対策 4,000億円**

【地方公共団体金融機構準備金活用】

上記は国の一般会計から交付税特別会計への繰り入れ段階、すなわち入り口ベースでの財源補てんであったが、これに加えて、例年、特別会計内での財源補てんが講じられる。

今回、注目されるのは2012～13年度に行われた地方公共団体金融機構の公庫債権準備金の活用が復活したことである。

同機構の準備金は、地方公営企業金融公庫から引き継いだ債務の貸付金利と資金調達金利との逆ざやに備える引当準備金であり、法律にもとづき国が不用と判断した範囲で国庫に帰属することになっている。

近年では2012～13年度にわたり1兆円が活用された。

今回は2015～17年度にわたり、総額6,000億円以内での活用が予定され、後述するまち・ひと・しごと創生事業費の財源にあてられる。

なお、活用のスケジュールについては、前回、2014年度が前倒しされた例があり、必ずしも3年間で均等に活用されるとは限らない。そもそも、準備金の要不要の判断基準は明示されておらず便宜的なものであり、地財対策の埋蔵金のような役割となっている。

【交付税特別会計剰余金】

地方交付税特別会計の借入金の利子予算の不用額で、毎年度活用されている。前年度に引きつづき1,000億円である。

● **地方債の増発 5兆3,049億円**

財源不足を地方債で補てんし、その元利償還金を後年度交付税措置する財源対策である。今回は臨財債総額の抑制により、約1兆円（△16.8%）の減少となり、財源不足の縮小のなかで年々減少傾向にある。

【財源対策債】

建設地方債の充当率を引き上げて発行額を割り増す対策で、元利償還金を後年度の基準財政需要額の公債費や関連経費の単位費用への加算を通じて100%算入する。

2015年度は前年度と同額の7,800億円が算定されているが、公共事業自体が縮小するなかで、規模は減少傾向にある。

【臨時財政対策債】

地方財政法第5条の規定外の特例債として2001年度から延長を重ねて発行されてきたもので、元利償還金は基準財政需要額の公債費に100%算入される。

2015年度は総額4兆5,249億円(△19.1%)と前年度を1兆円程度下回る。現在、臨財債は過去の臨財債発行の元利償還金分と新規発行分があり、2013年度は新規発行分が既発債分を上回っていたが、2014年度から逆転し、新規発行分は大幅減となっている。既発債分は事実上借換の形となっているが、財源不足がさらに縮小するならば、既発債、新規債を含めた総額抑制が進められるだろう。

ただし、折半ルールにもとづくこうした財源対策が、地方交付税法第6条の3第2項(地方の財源不足に対する地方財政制度の見直しや法定率の引き上げ)にもとづく地方財政制度の見直しに該当するかどうかは議論の余地がある⁽²⁾。しかし、制度改正により財源不足が解消されない場合に、交付税法定率の引き上げを行うという法律の解釈にもとづけば、臨財債の発行解消の問題は、本来、財源不足の縮小ではなく、法定率の見直しなどの制度見直しとあわせて検討されるべきものである。

(3) 地方交付税総額からみた地財対策

次に地方交付税総額の確保の面から地財対策をみてみよう。

図表7は地方交付税総額の財源内訳を、国の一般会計から交付税特別会計への繰り入れ段階である入りロベースと、特別会計内での財源確保の段階である出口ベースで区分して表したものである。

入りロベースの基礎財源となる法定率分は増加傾向にあり、過去の法定5税の見込み額に対する決算の下振れ分の精算分や既述の財源措置を含めた入りロベースの総額は15兆4,169億円(△3.8%)と抑制された。

交付税総額抑制を求める財務省が、地財計画の歳出に地方創生枠の1兆円算入や歳出特別枠(地域経済活性化・雇用等推進費)の存置などを容認したのは、入りロベースでの抑制が実現したことによると推察される。

(2) 小西(2012)は、毎年度の地財対策を交付税法に規定された地方行財政制度の改正に該当すると見なしている。一方、遠藤(1996)は、地方行財政制度の改正を、税制改正や国地方の事務配分の変更など、より抜本的な改正とみなし、なおも財源不足が解消されない場合に、法定率の引き上げが求められると解釈している

次に出口ベースでは、交付税特別会計内の財源確保総額が1兆3,380億円（55.2%）の大幅増となっている。

内訳を見ると、2014年度から法人住民税法人税割の一部を、交付税原資として振り替えた地方法人税が、平年度化により4,770億円大きく伸びた。

また、前年度繰越金9,224億円は、2014年度の法定5税の決算見込みにおける上振れ分を翌年度に繰り越したもので、2年連続で総額確保に大きく寄与しているが、あくまで偶発的な結果に過ぎない財源である。

その他では既述の地方公共団体金融機構準備金活用3,000億円が大きい。

なお、特別会計内の差し引き項目のうち、交付税特会償還額は、過去の地財対策で特別会計が抱えた、地方負担分の債務残高約33兆円の毎年度の償還費である。

現在の償還計画では1,000億円から毎年度1,000億円ずつ増やし、2022年度には1兆円まで引き上げる予定で、今回の償還額はこの計画に沿って計上されている。

以上のような対策を通じて、出口ベースの地方交付税総額は微減にとどまったが、今回は特に特別会計内でのやりくりが大きく寄与している。

地財対策の資料では地方公共団体金融機構の準備金活用を地方創生枠の財源として「地方の努力により捻出した」としているが、そうであるならば、地方交付税総額の確保は、制度改正よりも、むしろ「地方の努力」が強く求められる状況にある。

＜図表7＞ 地方交付税総額の確保

		(億円)		
		2015	2014	2013
入り口ベース (一般会計内での 財源対策)	法定率分	135,500	122,191	112,304
	国税決算精算分	-2,486	-3,145	-3,808
	既往法定分	4,326	8,648	8,231
	臨時財政対策特例加算	14,529	26,438	36,045
	別枠加算	2,300	6,100	9,900
	小計	154,169	160,232	162,672
出口ベース (交付税特別会計 内での財源対策)	地方法人税法定率分	4,770	3	
	交付税特会償還額	-3,000	-2,000	-1,000
	特会借入利子	-1,614	-1,729	-1,746
	交付税特会剰余金活用	1,000	1,000	2,000
	前年度繰越金	9,224	11,349	2,199
	地方公共団体金融機構準備金活用	3,000		6,500
	小計	13,380	8,623	7,953
合計	167,548	168,855	170,624	

(資料) 同上資料より作成。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

4. 地財計画の収支見通しについて

最後に地財計画の収支見通しの詳細をみてみよう。なお、地財対策の段階では収支項目の一部が明らかにされておらず、金額も概算にとどまる。また、執筆時点では地方自治体向けの説明資料も入手できていないため、見積もりの詳細は不明であることから、一部推測を含んでいる。

(1) 歳出

図表8は地財計画の歳出を前年度と比較したものであり⁽³⁾、図表9は2000年度以降の推移を表したものである。以下、主な項目ごとの主な特徴を述べておく。

◆ 給与関係経費 20兆3,400億円 (△0.0%)

給与費(退職手当以外)が下げ止まったことから、総額ではほぼ前年度並みとなった。一方、退職手当については、昨年と同様に国家公務員に準じた調整率の引き下げを見込んで3.0%減となっている。

◆ 一般行政経費 35兆600億円 (5.5%)

社会保障経費の自然増および政策充実などにより増加しており、その大半は国庫補助分の伸びによる。単独分は地方創生枠(まち・ひと・しごと創生事業費)を除けば、14兆円と前年度並みとなっており、単独事業での拡充はもっぱら地方創生枠での対応ということになる。

2014年度の消費税・地方消費税の増税にともなう社会保障の充実分は、税収の平年度化を受けて充実が図られた。

図表10は消費増税にともなう社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て支援)の充実の状況である。

総額は1兆3,517億円、前年度比で8,555億円増加しており、このうち地方負担分は6,554億円、前年度比で3,841億円の増加である。内訳では医療・介護の増加幅が大きい、少子化対策についても充実が図られている。

これらのうち補助事業や単独事業分が一般行政経費に算入されており、一般行政

(3) 表の構成については、元地方自治総合研究所研究員高木健二氏の資料(2015年度地財計画と地方財政)を参考にした

経費の増加分1兆8,000億円のうちのかなりの割合を占めていると考えられる。

このほか、地方創生枠は1兆円となっているが、このうち5,000億円は創造事業費3,500億円⁽⁴⁾と歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）1,500億円を振り替えたもので、実質的に地財規模の拡充に寄与したのは残り5,000億円である。

地方創生枠を一般行政経費の内数に据え、廃止縮減が取り沙汰されていた歳出特別枠の一部を振り替えたことで、一般行政経費の一部として経常経費化する可能性を残したことは注目されるが、一方でそれ自体の継続性の不透明性が懸念材料である。

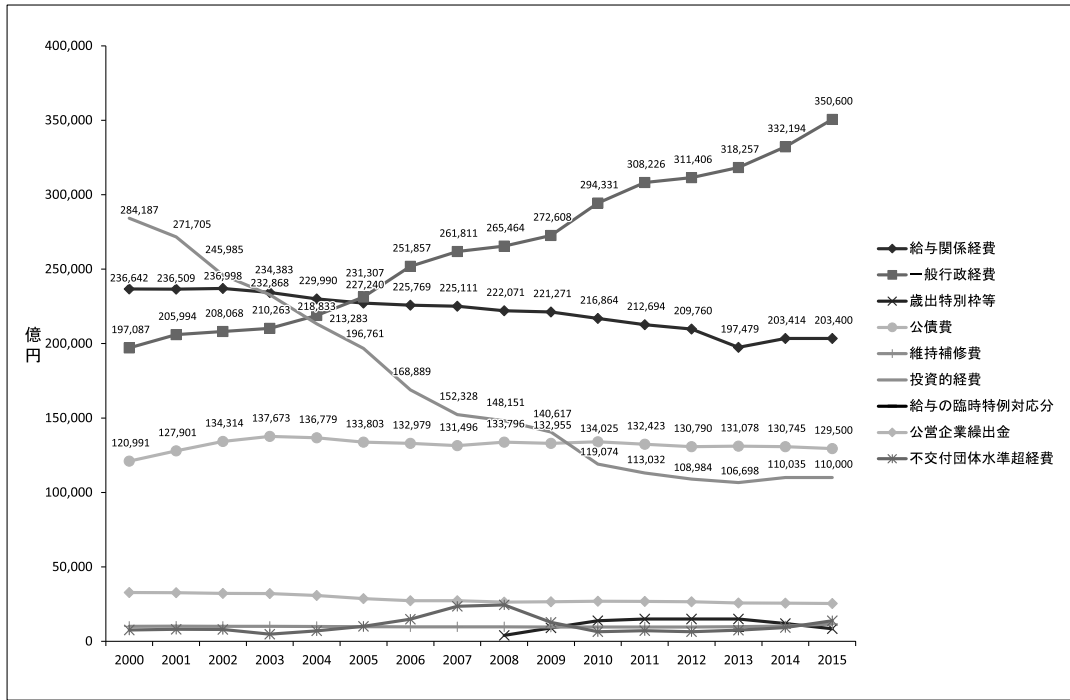
＜図表8＞ 地方財政計画（歳出）の状況

	(億円)		
	2015	2014	前年度比
給 与 関 係 経 費	203,400	203,414	-14
うち 退職手当以外	185,300	184,803	497
うち 退職手当	18,100	18,611	-511
一 般 行 政 経 費	350,600	332,194	18,406
うち 補助分	185,500	173,976	11,524
うち 単独分	140,000	139,536	464
うち 地域の元気創造事業費		3,500	皆 減
うち まち・ひと・しごと創生事業費	10,000		皆 増
地域経済基盤強化・雇用等対策費	8,450	11,950	-3,500
公 債 費	129,500	130,745	-1,245
維 持 補 修 費	11,600	10,357	1,243
投 資 的 経 費	110,000	110,035	-35
うち 直轄・補助分	57,300	57,756	-456
うち 単独分	52,800	52,279	521
単独分のうち 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0
単独分のうち 公共施設等最適化事業費	1,000		皆 増
公 営 企 業 繰 出 金	25,400	25,612	-212
うち 企業債償還費普通会計負担分	16,200	16,132	68
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	13,800	9,300	4,500
歳 出 合 計	852,700	833,607	19,093
水 準 超 経 費 除 く	838,900	824,307	14,593
地 方 一 般 歳 出	693,200	677,430	15,770
水 準 超 経 費 / 歳 出 総 額	1.6%	1.1%	

(資料) 同上資料より作成

- (4) 2013年度の地方公務員給与の臨時削減の財政対策として、地域の元気づくり推進費3,000億円が新設され、2014年度には地域の元気創造事業費と改称され、一般行政経費の一部として3,500億円が計上された。本来、複数年度にわたり計上される予定だったが、今回の地方創生枠が計上されたことで、これに継承されたことになる

<図表9> 地方財政計画（歳出）の状況



(資料) 同上資料より作成

<図表10> 社会保障充実分の見通し

(億円)

	2015		2014		前年度比	
	総額	うち地方負担分	総額	うち地方負担分	総額	うち地方負担分
社会保障の充実	13,517	6,554	4,962	2,713	8,555	3,841
うち少子化対策	5,189	2,797	3,060	1,616	2,129	1,181
うち医療・介護	8,410	4,036	1,892	1,097	6,518	2,939
地方の公経済負担増分		885		778		107

(資料) 同上資料より作成

◆ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 8,450億円 (△29.3%)

リーマンショック後の地方財政危機対策として、2009年度以来、名称や金額を見直して計上されてきたが、昨年度以来、経済財政情勢が好転してきたことを踏まえ、財務省から廃止縮減が求められてきた項目である。今回、事実上、まち・ひと・しごと創生事業費に振り替えるかたちで減少するにとどまった。

◆ **公債費 12兆9,500億円 (△0.9%)**

過去の投資的経費の抑制効果により年々減少傾向にあり、この歳出抑制分約1,000億円が地方創生枠の財源の裏付けとなっている。

◆ **維持補修費 1兆1,600億円 (12.0%)**

公共施設等の老朽化対策の推進を背景に前年度比で1,243億円を増額した点は、地財計画の新しい流れとして注目される。

◆ **投資的経費 11兆円 (△0.0%)**

規模自体はほぼ前年度並みで2年連続で下げ止まっている。内訳では直轄補助分が微減、単独分が微増となっている。ただし、地方単独分では公共施設等最適化事業費1,000億円が計上されたことは評価できる。

これは、維持補修費の充実とともに公共施設の老朽化対策の一環として計上されたもので、自治体が策定する公共施設等総合管理計画にもとづく、公共施設の集約化・複合化、転用、除却のための経費を計上したものである。

なお、老朽化対策にかかる財政対策としては、以下の3つのものがある。

① **施設の集約・複合化**

規模縮小を前提とする公共施設(庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は除く)の集約・複合化事業について、新たに公共施設最適化事業債を創設し、起債充当率90%、後年度の元利償還金の50%を交付税措置する。期間は2017年度まで。

② **施設の転用事業**

公共施設等の転用事業(転用後の施設が庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等となるものは除く)について、新たに地域活性化事業債⁽⁵⁾の対象事業とし、充当率90%、後年度の元利償還金の50%を交付税措置する。

③ **施設の除却事業**

公共施設等の除却事業については、従来、地方財政法第5条(起債充当対象事業のリスト)の対象外であったが、地方財政法の改正により2014年度より当分の間、起債が可能となった。充当率は75%で交付税措置はない。

(5) 2002年度に地域の活性化にかかる施策に充当するための単独事業債として創設された。当初は循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興、世界最先端のIT社会の実現に必要な基盤整備が対象とされた。近年は定住自立圏推進などが追加されているが、いずれにしてもその時々政策が反映されている。なお、充当率や交付税措置率は事業によって異なる。

◆ **公営企業繰出金 2兆5,400億円 (△0.8%)**

総額では微減であるが、公営企業債償還費普通会計負担分は増加している。

◆ **水準超経費 1兆3,800億円 (48.4%)**

地財計画では交付・不交付団体にかかわらず地方全体の収支見通しを計上するため、不交付団体の地方税の増加は、地財計画上の財源不足を縮小させ、交付団体の交付税所要額を過小評価してしまうことになる。これを回避するために、地財計画に不交付団体の標準的行政経費を超えた経費として「水準超経費」という包括的な経費を計上して、地方税の増収分を一定程度相殺している。

一般的には地方税の増加局面では水準超経費が増加するため、地財計画の規模を押し上げる要因となるが、近年のように地財計画の規模が抑制される状況においては、水準超経費を除く本来の標準的行政経費を圧迫する要因となり、都合が悪い。

2008年度の地方法人特別譲与税や2014年度の法人住民税法人税割の交付税原資化の導入は、いずれも不交付団体を含む財政力の高い自治体の税収を、他の自治体に再配分するものであるが、これには自治体間の財政格差の是正とともに、水準超経費の拡大を抑制する地財計画上の事情もあると推察される。

ただし、水準超経費の多寡が不交付団体の実際の余裕財源を象徴するとは必ずしもいえず、特に不交付団体が多い大都市部では、人口や物流の集中などによる都市インフラの整備や治安などで通常の行政を超えた経費があり、これに対応する財源が必要である。したがって、格差是正を理由に、事実上、不交付団体などから税源を引き上げ、再配分する制度は、大都市固有の財政需要を看過するものであり、また、地方自治体の課税権という面からも問題がある。

水準超経費の状況は、地方税収の増収により2009年度以来の1兆円超えとなった。既述のように、2014年度に法人住民税法人税割の交付税原資化にもかかわらず50%近い伸びとなった。地財計画に占める割合は1.6%と2009年度と同水準である。なお、2000年度以降での最高値は、2008年度の2兆4,500億円(地財計画比2.9%)である。

(2) 歳入

図表11は地財計画の歳入を前年度と比較したものであり、図表12は2000年度以降の推移をみたものである。

◆ **地方税 37兆4,919億円 (7.1%)**

地方税の大幅な伸びは、地方消費税増税の平年度化による1兆5,525億円増

(51.7%)、および事業税の7,823億円増(27.7%)の影響が大きく、いずれも道府県税が中心である。一方、市町村税では個人住民税、法人住民税法人税割、固定資産税で微増にとどまっている。

当年度は法人税実効税率の引き下げを中心とする大幅な税制改正が行われた。税収への実質的な影響は2016年度以降となるが、国税・地方税あわせて図表13のような税率の見直しとなる。

政府は2015年度の政府税制改正大綱において法人実効税率を現行の34.62%(標準税率)から、2年間で3.29%引き下げ、数年以内にヨーロッパ並の30%未満とする方針を示した。

このため、国税の法人税は現行の25.5%から2年間にわたり23.9%まで引き下げ、あわせて、地方税の事業税所得割も現行の7.2%から4.8%まで引き下げる。この結果、国地方あわせた法人実効税率は2015年度が32.11%、2016年度が31.33%となる。

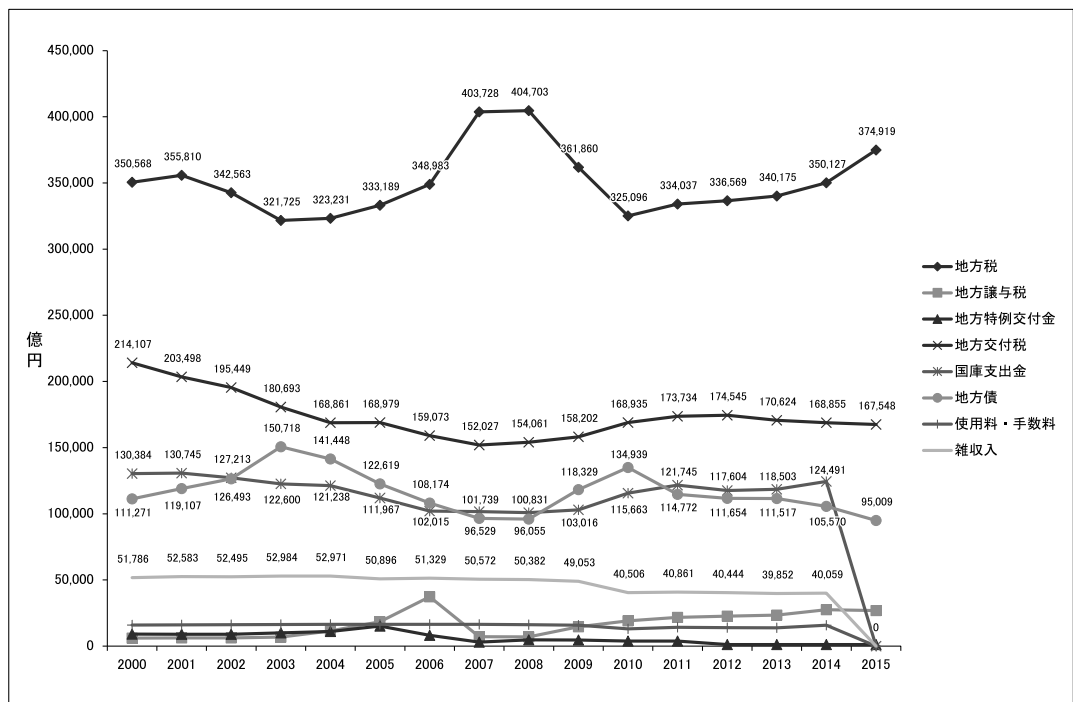
<図表11> 地方財政計画(歳入)の状況

(億円)

	2015	2014	前年度比
地 方 税	374,919	350,127	24,792
うち 道府県民税所得割	46,275	45,747	528
うち 道府県民税法人税割	5,726	6,171	-445
うち 事業税	36,042	28,219	7,823
うち 地方消費税	45,568	30,043	15,525
うち 市町村民税所得割	69,281	68,514	767
うち 市町村民税法人税割	15,834	15,680	154
うち 固定資産税	87,079	87,041	38
地 方 譲 与 税	26,854	27,564	-710
うち 地方法人特別譲与税	21,234	21,829	-595
地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	-3
地 方 交 付 税	167,548	168,855	-1,307
国 庫 支 出 金	131,000	124,491	6,509
地 方 債	95,009	105,570	-10,561
うち 財源対策債	7,800	7,800	0
うち 臨財債	45,250	55,952	-10,702
使 用 料 ・ 手 数 料		15,862	-15,862
雑 収 入		40,059	-40,059
全国防災事業一般財源充当分	-275	-113	-162
歳 入 合 計	852,700	833,607	19,093
一 般 財 源 計	615,485	603,577	11,908

(資料) 同上資料より作成

<図表12> 地方財政計画（歳入）の推移



(資料) 同上資料より作成

<図表13> 国・地方法人課税の見直し（標準税率）

	現 行	2015年度	2016年度	増減幅
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%	-1.6%
事業税所得割	7.2%	6.0%	4.8%	-2.4%
(法人実効税率)	34.62%	32.11%	31.33%	-3.3%
事業税付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	0.5%
事業税資本割	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%
地方法人特別税	67.4%	93.5%	152.6%	85.2%
*地方法人特別税 に関する暫定措 置法適用後の事 業税所得割税率	4.3%	3.10%	1.90%	-2.4%

(資料) 2015年度税制改正大綱より作成

これともない、事業税の減収対策として付加価値割、資本割の外形標準税率がそれぞれ引き上げられ、付加価値割は2年間で現行の0.48%から0.96%、資本割は0.2%から0.4%となる。

総務省の試算によれば2015年度の引き下げによる事業税の影響は、平年度ベースで所得割の減収が7,870億円、外形標準部分の増収が7,800億円とほぼ収支中立となっている。

なお、事業税所得割の一部を国税化し譲与税として再配分している、地方法人特別税は、事業税の税率引き下げによる減収の影響を相殺するため税率を引き上げ、現行の67.4%から2年間で152.6%とする。この結果、地方法人特別税の法律にもとづく、実質的な事業税の税率は4.3%から1.9%となり、減収の影響がほぼ相殺される見通しである。

◆ **地方特例交付金 1,189億円 (△0.3%)**

住宅ローン減税の住民税減収補てん分は微減となっている。

◆ **地方交付税 16兆7,548億円 (△0.8%)**

前章の地方交付税総額に関する記述の通りである。

なお、特別交付税の配分率については交付税算定の簡素化、透明化の観点から2011年度から2年間で6%から4%に引き下げる予定であったが、東日本大震災の発生にともなう復旧・復興対応の必要性から繰り延べられ、2016年度から2年間で引き下げるとした。その後、震災復興の進捗が遅れるなかで集中復興期間（2011～2015年度）後の財政対策の見通しが立っていないことから、さらに2年間延長し、今後の復興財源のあり方とともにその扱いを検討することになった⁽⁶⁾。

◆ **国庫支出金 13兆1,000億円 (4.9%)⁽⁷⁾**

国庫支出金については、現時点では概算にとどまるが、社会保障関連の国庫負担金の増加が寄与しているとみられる。

◆ **地方債 9兆5,009億円 (△10.0%)**

財源不足の縮小による新規の臨財債発行の抑制により減少した。

通常債は4兆1,959億円(0.3%)と微増となっている。各種公共事業の抑制により国庫補助をとまなう公共事業債関連は減少しているが、地方創生関連や公共施設の老朽化対策関連の事業充実にとまなう単独事業債が増加している。

主な事業債は、公共施設最適化事業債の新設による410億円、既存の地域活性化事業債の拡充で490億円（前年度400億円）、過疎対策事業債の拡充で4,100億円

(6) 「座談会 地方交付税最近10年の歩みと課題を中心に」『地方財政』2014年11月号参照

(7) 図表11で計算すると5.2%であるが、参照元の地財資料の伸び率を採用した。

(前年度3,600億円)などがあげられる。

過疎対策事業では公共施設老朽化対策および地方創生特別分として500億円が増額された。

◆ **全国防災事業一般財源充当分 Δ275億円 (143.4%)**

個人住民税均等割 (2014~2023年度の10年間) の復興増税分を超える一般財源所要額として、地財計画の東日本大震災分に振り替える分である。前年度113億円であった。

むすび — 量より質

2015年度は一般財源総額の充実により、各自治体の一般財源の確保においてもおおむね安定、充実が期待されるだろう。

しかし、今回の地財規模の拡大は「地方創生」で勢いづいたようにみえるが、あくまで国地方を通じた財政健全化のスキームの枠内にあることに留意すべきである。

これまで見てきたように、地方交付税総額は財源不足の縮小のなかで、ほぼ前年度並を確保したが、国の一般会計からの繰入額は確実に抑制されており、出口ベースでもいわゆる「地方の努力分」で捻出したものが含まれている。すなわち、国からの持ち出しが削減できる限りにおいて、地財規模の拡大や地方交付税総額の確保が許容されるのであり、その条件に反する状況に直面すれば、大幅な削減にいつでも転換できるスイッチを内在させている。

振り返ってみれば、リーマンショック対策として2009年度に地方雇用創出推進費 (5,000億円) が創設されて以来、歳出特別枠として包括的な経費が毎年のように名称を変えながら、一般財源総額を支えてきた⁽⁸⁾。

また、2013年度の地方公務員給与の臨時削減を期に、地域の元気づくり推進費 (3,000億円)、2014年度の創造事業費 (3,500億円) といった行革や地域活性化を指標とする臨時的な経費が追加された。

一旦、国が財政健全化の舵をきれば、これらの経費が地方の財源保障枠を支える根拠として極めて脆弱である。このことは、2014年度以降、政府方針として「危機対応モード」

(8) 2010年度「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円) 2011年度「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円) 2012年度以降「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(1兆4,950億円→1兆1,950億円→8,450億円)

から「平時モード」への切り替えが打ち出されるなかで、財務省が「実需に基づく積算を行わない臨時異例の対応⁽⁹⁾」として歳出特別枠の廃止を求めたことから明らかである。

その点では今回、地方創生が政府の政策として浮上したことは、その流れを食い止める思わぬ伏兵となった。

しかし、地方創生枠でさえ、政府のまち・ひと・しごと総合戦略が5カ年を目途としているとはいえ、所詮、経費の実態を持たない包括的な経費であり、その継続性は不透明である。

事実、政府は経済財政諮問会議を中心に、今後5年間にわたる国地方の財政健全化計画を夏までに策定する方針を固めており、地方財政に対する厳しい姿勢は維持されている。今後、地方創生枠が存置されるとしても、現在の財源保障枠が確保される見通しは厳しい。その意味では、2016年度の地財計画がその先の財源保障の方向を占う分水嶺になるかもしれない。

国は地方自治体に対し、2015年度中に国の総合戦略を「勘案」して、地方版総合戦略の策定を求めており、2016年度に予定されている地方創生の交付金は、戦略策定を要件とする見通しである。そのため、早速、庁内体制を整備して着手する自治体も散見され、地方は雪崩を打って「地方創生」というものを推進するだろう。

しかし、ここで立ち止まって冷静に考えていただきたい。地方創生とは、結局、少子化対策や地域間の格差是正対策であり、これまで多少なりともすべての自治体に取り組んできた政策であり、国がそれらを「地方創生」と言い換えて、若干色をつけて再認知したに過ぎないのではないだろうか。

そうであるならば、地財計画の地方創生枠はあえて特別枠で掲げるものではなく、ましてや臨時的な経費でもない。本来、計上すべき一般行政経費の地方単独事業を計上してこなかったということになる。戦略の策定とは、この1兆円の空箱に必要な事業を詰め込む作業といえるだろう。

地方創生枠が泡沫の財源保障になるのか、それとも標準的行政経費として中長期的な地方政策ビジョンを支えるものになるのか。戦略の「中身」にかかっている。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地方創生／まち・ひと・しごと創生事業費／歳出特別枠／
人口減少等特別対策事業費／地域の元気創造事業費／法定率見直し

(9) 財政審「平成26年度予算の編成等に関する建議」参照

【参考文献】

「月刊 地方財務」2015年1月号、ぎょうせい

「地方財政」2014年各号

遠藤安彦（1996）『地方交付税法逐条解説』、ぎょうせい

石原信雄（2000）『新地方財政調整論』、ぎょうせい

小西砂千夫（2012）『地方財政のヒミツ』、ぎょうせい

＜資料1＞

平成26年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 生活者への支援等関連経費	1. 税収
11,854	17,250
2. 地方の活性化関連経費	2. 税外収入
5,783	1,036
3. 災害・危機等への対応関連経費	3. 前年度剰余金受入
7,578	10,622
4. 地方交付税交付金	
9,538	
5. その他の経費	
4,463	
6. 既定経費の減額	4. 公債金
▲ 17,880	▲ 7,571
(1) 国債費	
▲ 15,142	
(2) その他	
▲ 2,738	
7. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	5. 前年度剰余金受入 (復興財源)
9,844	9,731
合 計	6. 税外収入 (復興財源)
31,180	113
	合 計
	31,180

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金について、建設国債を増額し、赤字国債を減額する。

(注3) 経済対策の国費：35,289億円 (一般会計の歳出1.～3.及び7.並びに特別会計(財政投融資特別会計投資勘定)の歳出230億円の合計)

(注4) 東日本大震災復興特別会計へ繰入のうち、7,247億円(財政法第6条の純剰余金の1/2に相当)については復興債の償還財源に充てられる。

(参考) 財政投融資計画において、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1,117億円を追加する。

(資料) 財務省 平成26年度補正予算

＜資料2＞

平成27年度予算フレーム

(単位：億円)

	26年度予算 (当初)	27年度予算	26'→27'	備考
(歳入)				
税 収	500,010	545,250	45,240	○ 平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴う税収増16,860億円を含む。
そ の 他 収 入	46,313	49,540	3,226	
公 債 金	412,500	368,630	△43,870	○ 公債依存度 38.3% (26年度 43.0%)
うち4条公債(建設公債)	60,020	60,030	10	
うち特例公債(赤字公債)	352,480	308,600	△43,880	
計	958,823	963,420	4,596	
(歳出)				
国 債 費	232,702	234,507	1,805	
基礎的財政収支対象経費	726,121	728,912	2,791	
うち社会保障関係費	305,266	315,297	10,030	○ 社会保障の充実・公経済負担の増 5,826億円
うち地方交付税交付金等	161,424	155,357	△6,067	○ 地方税収の伸び等を反映、地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分等を増額。
計	958,823	963,420	4,596	

(注1) 社会保障関係費の26年度予算は、27年度予算との比較対照のため、組替えしてある。
 (注2) 計数は、それぞれ四捨五入によるので、端数において合計とは一致しないものがある。

(資料) 財務省 平成27年度予算案

<資料3>

平成27年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成27年1月14日

1. 通常収支分

(1) 地方創生に必要な歳出を1兆円計上

- ・ 地方創生に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上
- ・ 新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮

「まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)」 1.0兆円

- ・ 既存の歳出の振替え 0.5兆円
(地域の元気創造事業費(㊸0.35兆円)の全額、歳出特別枠(㊸1.2兆円)の一部(0.15兆円))
- ・ 新規の財源確保 0.5兆円

法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.1兆円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.3兆円
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1兆円

※今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

(2) 一般財源総額を1.2兆円増額、その質も改善

- ・ 一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最小限にとどめ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することにより、一般財源の質も改善

一般財源総額 61.5兆円(+1.2兆円、前年度 60.4兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 60.2兆円(+0.7兆円、同 59.4兆円)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・ 地方税 | 37.5兆円(+2.5兆円、前年度 35.0兆円) |
| ・ 地方譲与税・地方特例交付金 | 2.8兆円(▲0.1兆円、同 2.9兆円) |
| ・ 地方交付税 | 16.8兆円(▲0.1兆円、同 16.9兆円) |
| ・ 臨時財政対策債 | 4.5兆円(▲1.1兆円、同 5.6兆円) |

(3) 歳出特別枠を実質的に維持

- 歳出特別枠や交付税の別枠加算について経済再生に合わせて危機対応モードから平時モードへの切替えを進める
- 地方の喫緊の課題であるまち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保(0.35兆円)した上で、同額を歳出特別枠(261.2兆円)から減額(270.85兆円)(実質的に前年度水準を確保)
- 交付税の別枠加算(260.61兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(270.23兆円)

(4) 地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため法定率を見直し

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
現行	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正案	33.1%	33.1%	22.3%	50%	—	100%

<参考> 見直しによる法定率分の増 900億円程度

(5) 公共施設の老朽化対策のための経費を充実

- 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費(仮称)」を計上(270.1兆円)
- 公共施設等の維持補修費(261.0兆円)を増額(271.2兆円(+0.1兆円))

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		27年度 A	26年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	40.3	37.9	2.4	6.4
	地方交付税	16.8	16.9	▲ 0.1	▲ 0.8
	国庫支出金	13.1	12.4	0.6	4.9
	地方債	9.5	10.6	▲ 1.1	▲ 10.0
	臨時財政対策債	4.5	5.6	▲ 1.1	▲ 19.1
	臨時財政対策債以外	5.0	5.0	0.0	0.3
	その他	5.7	5.6	0.1	1.3
	計	85.3	83.4	1.9	2.3
	一般財源総額	61.5	60.4	1.2	2.0
	(水準超経費除き)「一般財源」	60.2	59.4	0.7	1.2
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.0
	一般行政経費	35.1	33.2	1.8	5.5
	うち補助分	18.5	17.4	1.2	6.6
	うち単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち地域の元気創造事業費	—	0.35	皆減	皆減
	うちまち・ひと・しごと創生事業費(仮称)	1.0	—	皆増	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.8	1.2	▲ 0.4	▲ 29.3
	公債費	13.0	13.1	▲ 0.1	▲ 0.9
	維持補修費	1.2	1.0	0.1	12.0
	投資的経費	11.0	11.0	▲ 0.0	▲ 0.0
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等最適化事業費(仮称)	0.1	—	皆増	皆増
	その他	3.9	3.5	0.4	12.3
	計	85.3	83.4	1.9	2.3

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

<資料4>

平成27年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成27年1月14日

I 平成27年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	85兆2,700億円程度	(前年度比+1兆9,100億円程度、+2.3%程度)
② 地方一般歳出	69兆3,200億円程度	(同 +1兆5,700億円程度、+2.3%程度)
③ 一般財源総額	61兆5,485億円	(同 +1兆1,908億円、+2.0%)
・ 水準超経費除き	60兆1,685億円	(同 + 7,408億円、+1.2%)
④ 地方交付税の総額	16兆7,548億円	(㉔16兆8,855億円、▲ 1,307億円、▲ 0.8%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	40兆1,773億円	(㉔37兆7,691億円、+2兆4,082億円、+ 6.4%)
⑥ 臨時財政対策債	4兆5,250億円	(㉔ 5兆5,952億円、▲1兆 702億円、▲19.1%)
⑦ 財源不足額	7兆8,205億円	(㉔10兆5,938億円、▲2兆7,733億円、▲26.2%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	5,898億円	(㉔ 5,723億円、+ 175億円、+3.1%)
② 規模	2兆 100億円程度	(㉔1兆9,617億円、+ 400億円程度、+ 2.3%程度)
(2) 全国防災事業		
直轄・補助事業	3,900億円程度	(㉔ 1,719億円、+2,200億円程度、+128.2%程度)

Ⅱ 通常収支分

地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保

1 まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）の創設

- ・ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」を創設
- ・ 新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮

○ まち・ひと・しごと創生事業費（仮称） 1.0兆円（皆増）

・ 既存の歳出の振替え 0.5兆円
 （地域の元気創造事業費（~~26~~0.35兆円）の全額、歳出特別枠（~~26~~1.2兆円）の一部（0.15兆円））

・ 新規の財源確保 0.5兆円

法人住民税法人割額の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.1兆円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.3兆円
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1兆円

※ 今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

2 地方財源の確保

一般財源総額 61兆5,485億円（前年度比 +1兆1,908億円、+2.0%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆1,685億円（同 +7,408億円、+1.2%）
 ※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.9%程度（~~26~~65.7%）

- ・ 地方税 37兆4,919億円（前年度比+2兆4,792億円、+7.1%）
- ・ 地方譲与税 2兆6,854億円（同 ▲ 710億円、▲ 2.6%）
- ・ 地方交付税 16兆7,548億円（同 ▲ 1,307億円、▲ 0.8%）
- ・ 地方特例交付金 1,189億円（同 ▲ 3億円、▲ 0.3%）
- ・ 臨時財政対策債 4兆5,250億円（同 ▲1兆702億円、▲19.1%）

地方債総額	9兆5,009億円	(前年度比 ▲1兆561億円、▲10.0%)
臨時財政対策債	4兆5,250億円	(同 ▲1兆702億円、▲19.1%)
臨時財政対策債以外	4兆9,759億円	(同 + 141億円、+ 0.3%)

- ・ 通常債 4兆1,959億円 (前年度比 + 141億円、+ 0.3%)
- ・ 財源対策債 7,800億円 (同 0億円、0.0%)

3 地方交付税の確保

- 交付税原資の安定性の向上・充実を図るため地方交付税の法定率を見直した上で、総額を適切に確保

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
現 行	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正案	<u>33.1%</u>	<u>33.1%</u>	22.3%	<u>50%</u>	—	100%

<参考> 見直しによる法定率分の増 900億円程度

地方交付税総額（出口ベース）	16兆7,548億円	(前年度比 ▲1,307億円、▲0.8%)
----------------	------------	-----------------------

【一般会計】	15兆4,169億円
① 地方交付税の法定率分等	13兆3,013億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	13兆5,500億円
・ 国税決算精算分（⑱、⑳）等	▲2,486億円
② 一般会計における加算措置	2兆1,155億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	4,326億円
・ 臨時財政対策特例加算	1兆4,529億円
・ 別枠の加算	2,300億円

【特別会計】	1兆3,380 億円
① 地方法人税の法定率分	4,770 億円
② 特別会計における加算措置等	5,610 億円
・ 交付税特別会計借入金償還額	▲ 3,000 億円
・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,614 億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000 億円
・ 平成 26 年度からの繰越金	9,224 億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
地方交付税	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8

4 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

- ・ 「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号) 附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ(平成 27 年度は 3,000 億円)
- ・ 平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内
- ・ その全額をまち・ひと・しごと創生事業費(仮称)の財源として活用

5 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保(3,500 億円)した上で、同額を歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)から減額(実質的に前年度水準を確保)
- ・ 交付税の別枠加算については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 8,450 億円 (26)1 兆 1,950 億円
- 別枠の加算 2,300 億円 (26) 6,100 億円

6 財源不足の補填

平成27年度における財源不足 7兆8,205億円 (Ⓓ10兆5,938億円)
 うち折半対象財源不足 2兆9,059億円 (Ⓓ5兆2,877億円)

- 平成26年度から平成28年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】	4兆9,146億円
① 財源対策債の発行	7,800億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆 626億円
・ 一般会計における加算措置(既往法定分等)	4,326億円
・ 別枠の加算	2,300億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000億円
③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分等)	3兆 720億円
【折半対象財源不足】	2兆9,059億円
① 地方交付税の増額による補填(臨時財政対策特例加算)	1兆4,529億円
② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額)	1兆4,529億円

7 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅に抑制(前年度比 ▲1兆702億円)
- ・ 交付税特別会計借入金を償還 3,000億円 (同 +1,000億円)

- 臨時財政対策債の発行額
- ・ 折半ルール分 1兆4,529億円(前年度比 ▲1兆1,909億円、▲45.0%)
 - ・ 元利償還金分等 3兆720億円(同 +1,207億円、+4.1%)

8 公共施設の老朽化対策の推進

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費（仮称）」を計上
- ・ 公共施設等の維持補修費を増額

- 公共施設等最適化事業費（仮称） 1,000 億円（皆増）
- 維持補修費 1兆1,600 億円程度（+1,200 億円程度、㊦1兆357 億円）

9 平成 27 年度の社会保障の充実

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の所要額を計上

- 社会保障の充実分等の事業費（公費負担）
 - ・ 社会保障の充実分 1兆3,517 億円（㊦4,962 億円）
 - ・ 社会保障 4 経費の公経済負担増分 3,537 億円（㊦2,318 億円）

10 公立病院改革の推進

- ・ 地域の医療提供体制の確保等の観点から、平成 27 年 3 月までに新たな公立病院改革ガイドラインを策定
- ・ あわせて、引き続き公立病院の再編等を推進するため、所要の地方財政措置を講じる

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税	5,898億円
	(前年度比 + 175億円、+ 3.1%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	4,215億円
② 地方単独事業分	953億円
・ 単独災害復旧事業	396億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	557億円
③ 地方税等の減収分	730億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	618億円
・ 条例減免分	112億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～27年度分の累計額は3兆9,126億円

2 全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業（直轄・補助事業）を3,900億円程度計上

まち・ひと・しごと創生の推進

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)」(1.0兆円)を計上

1. まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)1.0兆円の財源

- (1) 既存の歳出の振替え(0.5兆円)
- ・ 地域の元気創造事業費(②60.35兆円)の全額
 - ・ 地域経済基盤強化・雇用等対策費(②61.2兆円)の一部(0.15兆円)
- (2) 新規の財源確保(0.5兆円)
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果 0.1兆円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.3兆円
 - ・ 過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用 0.1兆円
- ※今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

2. 地方交付税における算定

- ・ 普通交付税において、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」(②6創設)及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費(仮称)」により算定
 - ・ 「人口減少等特別対策事業費(仮称)」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
 - ・ 「地域の元気創造事業費」については、現行の算定方法を基本的に継続
- (「人口減少等特別対策事業費(仮称)」の算定に用いる指標案)

取組の必要度 (現状の指標が悪い団体に割増し)	取組の成果 (指標を改善させた団体に割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

公共施設の老朽化対策の推進

公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実。

1. 地方財政計画への計上

(1) 公共施設等最適化事業費（仮称）の創設

公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、「公共施設等最適化事業費（仮称）」を計上（1,000億円（皆増））

(2) 維持補修費の増額

公共施設等の維持補修費について、地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額（11,600億円程度（+1,200億円程度））

2. 地方財政措置

(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置（公共施設最適化事業債（仮称））の創設

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの（庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外）

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：50%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：410億円（事業費ベース：450億円）

(2) 転用事業に係る地方債措置の創設（地域活性化事業債の拡充）

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業（転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外）

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：30%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：90億円（事業費ベース：100億円）

(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置（平成26年度創設、継続）

- ・ 充当率：75%（資金手当）
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：340億円（事業費ベース：450億円）

平成27年度の社会保障の充実について

平成27年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用して、

- ・ 子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の改善」）
- ・ 地域医療介護総合確保基金の増額及び介護報酬の見直しによる介護職員の処遇改善
- ・ 国民健康保険の財政基盤強化のための保険者支援の拡充

などの措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担額（6,554億円（前年度比+3,841億円））について地方財政措置を講じることとしている。

平成27年度社会保障の充実の項目	※計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
<p>○少子化対策 公費負担:5,189億円(国:2,392億円、地方:2,797億円) (前年度比+2,129億円) (前年度公費負担:3,060億円(国:1,444億円、地方:1,616億円))</p> <p>【主な項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） 公費負担:3,097億円（国:1,277億円、地方:1,820億円） ・ 質の改善（職員配置の改善、職員給与の改善等） 公費負担:2,030億円（国:1,059億円、地方:971億円） 	
<p>○医療・介護 公費負担:8,410億円(国:4,374億円、地方:4,036億円) (前年度比+6,518億円) (前年度公費負担:1,892億円(国:795億円、地方:1,097億円))</p> <p>【主な項目】</p> <p>(医療、国保関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分） 公費負担:904億円（国:602億円、地方:301億円） ・ 国保の保険者支援の拡充※財政安定化基金造成分含む 公費負担:1,864億円（国:1,032億円、地方:832億円） <p>(介護関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分） 公費負担:724億円（国:483億円、地方:241億円） ・ 介護報酬の見直し（介護職員の処遇改善等） 公費負担:1,051億円（国:531億円、地方:520億円） ・ 地域包括ケアシステムの充実等の地域支援事業の拡充 公費負担:236億円（国:118億円、地方:118億円） ・ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化 公費負担:221億円（国:110億円、地方:110億円） 	
<p>○年金 公費負担:20億円(国:20億円) (前年度比+10億円) (前年度公費負担:10億円(国:10億円))</p>	
<p>社会保障の充実の合計(※) 公費負担:13,517億円(国:6,963億円、地方:6,554億円) (前年度公費負担:4,962億円(国:2,249億円、地方:2,713億円))</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(※) 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び重点化・効率化による財政効果分を含む。</p> <p style="text-align: center;"><その他、社会保障4経費の公経済負担増分(地方分)として、885億円がある。></p>	

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づく社会保障制度改革として、国民健康保険の改革を含む医療保険制度改革法案が平成27年常会に提出予定。

公立病院改革の推進

- 平成27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定。
- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化など、地方財政措置を見直し。

1 新たなガイドラインの策定

(1) 策定時期

- H27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定

※ 厚労省の地域医療構想のガイドライン策定(H27年3月までに策定)と連携しつつ策定

(2) 内容の方向性

- 地方公共団体に対し、新たな公立病院改革プランの策定を要請
- 都道府県の策定する地域医療構想を踏まえ、公立病院が果たすべき役割を明確化するとともに、経営効率化や病院間の再編等を推進

2 地方財政措置の見直し

(1) 公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の見直し

① 再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置の重点化

公立病院の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を創設し、その元利償還金の40%について地方交付税措置を講じる。

※ 地方交付税措置については、病床割を廃止し事業割に統一。

【現在】

【来年度以降】

30%地方交付税措置



通常の整備 25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備
..... 40%地方交付税措置

② 都道府県の役割の強化

公立病院の新設・建替等に当たっては、医療介護総合確保推進法に基づき地域の医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな役割・責任を有する都道府県の十分なチェックを踏まえて、適当と認められるものに対し地方交付税措置を行う。

③ 建築単価の見直し

地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況を踏まえ、30万円/㎡から36万円/㎡に引き上げる。

(2) その他

公立病院の運営費に係る地方交付税措置(病床当たり単価:②6 707千円)の算定基礎を、許可病床数から稼働病床数に見直す等、所要の見直し。

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成27年度 (見込)	平成26年度
歳入合計	①	852,700 程度	833,607
地方税	②	374,919	350,127
地方譲与税	③	26,854	27,564
地方特例交付金	④	1,189	1,192
地方交付税	⑤	167,548	168,855
地方債	⑥	95,009	105,570
うち臨時財政対策債	⑦	45,250	55,952
全国防災事業分 一般財源充当	⑧	▲ 275	▲ 113
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	615,485	603,577
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	66.9% 程度	65.7%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	11.1% 程度	12.7%

（参考）

- 地方の借入金残高 199兆円程度（平成27年度末見込み）
（東日本大震災分を含む）
※平成26年度末見込み 201兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 32.8兆円（平成27年度末見込み）
※平成26年度末見込み 33.1兆円

1. 平成27年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		平成27年度 (見込)	平成26年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	374,919 億円	350,127 億円	7.1 %
	地 方 譲 与 税	26,854 億円	27,564 億円	▲ 2.6 %
	地 方 特 例 交 付 金	1,189 億円	1,192 億円	▲ 0.3 %
	地 方 交 付 税	167,548 億円	168,855 億円	▲ 0.8 %
	地 方 債	95,009 億円	105,570 億円	▲ 10.0 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	45,250 億円	55,952 億円	▲ 19.1 %
	全 国 財 防 源 災 充 事 当 業 分	▲ 275 億円	▲ 113 億円	143.4 %
歳 入 合 計	約 852,700 億円	約 833,607 億円	約 2.3 %	
「 一 般 財 源 」		615,485 億円	603,577 億円	2.0 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)		601,685 億円	594,277 億円	1.2 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,400 億円	203,414 億円	約 ▲ 0.0 %
	退 職 手 当 以 外	約 185,300 億円	184,803 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当	約 18,100 億円	18,611 億円	約 ▲ 3.0 %
	一 般 行 政 経 費	約 350,600 億円	332,194 億円	約 5.5 %
	う ち 補 助 分	約 185,500 億円	173,976 億円	約 6.6 %
	う ち 単 独 分	約 140,000 億円	139,536 億円	約 0.3 %
	う ち 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	一 億円	3,500 億円	皆減
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し こ と 創 生 事 業 費 (仮 称)	10,000 億円	一 億円	皆増
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 地 雇 用 経 済 等 対 策 費	8,450 億円	11,950 億円	▲ 29.3 %
	公 債 費	約 129,500 億円	130,745 億円	約 ▲ 0.9 %
	維 持 補 修 費	約 11,600 億円	10,357 億円	約 12.0 %
	投 資 的 経 費	約 110,000 億円	110,035 億円	約 ▲ 0.0 %
	う ち 補 助 分	約 57,300 億円	57,756 億円	約 ▲ 0.9 %
	う ち 単 独 分	約 52,800 億円	52,279 億円	約 0.9 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	—
	う ち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費 (仮 称)	1,000 億円	一 億円	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,400 億円	25,612 億円	約 ▲ 0.8 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 16,200 億円	16,132 億円	約 0.7 %
	水 準 超 経 費	13,800 億円	9,300 億円	48.4 %
	歳 出 合 計	約 852,700 億円	約 833,607 億円	約 2.3 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)		約 838,900 億円	824,307 億円	約 1.8 %
地 方 一 般 歳 出		約 693,200 億円	677,430 億円	約 2.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2. 平成27年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成27年度 (見込)	平成26年度	増減率 (見込)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	5,898 億円	5,723 億円	3.1 %
	国 庫 支 出 金	約 13,700 億円	13,353 億円	約 2.7 %
	地 方 債	355 億円	455 億円	▲ 22.0 %
	計	約 20,100 億円	19,617 億円	約 2.3 %
歳 出	直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 18,000 億円	17,368 億円	約 3.8 %
	地 方 単 独 事 業 費	1,683 億円	2,004 億円	▲ 16.0 %
	うち地方税等の減収見合い歳出	730 億円	919 億円	▲ 20.6 %
	計	約 20,100 億円	19,617 億円	約 2.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成27年度 (見込)	平成26年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	708 億円	679 億円	4.3 %
	一 般 財 源 充 当 分	275 億円	113 億円	143.4 %
	国 庫 支 出 金	約 1,500 億円	736 億円	約 107.1 %
	地 方 債	2,397 億円	983 億円	143.8 %
	雑 収 入	1 億円	10 億円	▲ 90.0 %
	計	約 4,900 億円	2,521 億円	約 94.6 %
歳 出	全 国 防 災 対 策 費 に 係 る 直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 3,900 億円	1,719 億円	約 128.2 %
	公 債 費	983 億円	802 億円	22.6 %
	計	約 4,900 億円	2,521 億円	約 94.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考)

平成27年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		平成27年度 (見込)	平成26年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	375,627 億円	350,806 億円	7.1 %
	地 方 譲 与 税	26,854 億円	27,564 億円	▲ 2.6 %
	地 方 特 例 交 付 金	1,189 億円	1,192 億円	▲ 0.3 %
	地 方 交 付 税	173,446 億円	174,578 億円	▲ 0.6 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	167,548 億円	168,855 億円	▲ 0.8 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	5,898 億円	5,723 億円	3.1 %
	地 方 債	97,761 億円	107,008 億円	▲ 8.6 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	45,250 億円	55,952 億円	▲ 19.1 %
	歳 入 合 計	約 877,700 億円	855,745 億円	約 2.6 %
	「 一 般 財 源 」	622,366 億円	610,092 億円	2.0 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,400 億円	203,414 億円	約 ▲ 0.0 %
	退 職 手 当 以 外	約 185,300 億円	184,803 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当	約 18,100 億円	18,611 億円	約 ▲ 3.0 %
	一 般 行 政 経 費	約 350,600 億円	332,194 億円	約 5.5 %
	う ち 補 助 分	約 185,500 億円	173,976 億円	約 6.6 %
	う ち 単 独 分	約 140,000 億円	139,536 億円	約 0.3 %
	う ち 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	— 億円	3,500 億円	皆減
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し こ と 創 生 事 業 費 (仮 称)	10,000 億円	— 億円	皆増
	通 常 地 域 経 済 基 盤 強 化 策 費	8,450 億円	11,950 億円	▲ 29.3 %
	収 入 公 債 費	約 129,500 億円	130,745 億円	約 ▲ 0.9 %
	支 分 維 持 補 修 費	約 11,600 億円	10,357 億円	約 12.0 %
	投 資 的 経 費	約 110,000 億円	110,035 億円	約 ▲ 0.0 %
	う ち 補 助 分	約 57,300 億円	57,756 億円	約 ▲ 0.9 %
	う ち 単 独 分	約 52,800 億円	52,279 億円	約 0.9 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	—
	う ち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費 (仮 称)	1,000 億円	— 億円	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,400 億円	25,612 億円	約 ▲ 0.8 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 16,200 億円	16,132 億円	約 0.7 %
	水 準 超 経 費	13,800 億円	9,300 億円	48.4 %
	大 災 害 日 本 復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 20,100 億円	19,617 億円	約 2.3 %
全 国 防 災 事 業 費	約 4,900 億円	2,521 億円	約 94.6 %	
歳 出 合 計	約 877,700 億円	855,745 億円	約 2.6 %	
地 方 一 般 歳 出	約 717,000 億円	698,681 億円	約 2.6 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和55年度	7.3	6.0	16.5	5.0
56	7.0	5.5	13.4	7.9
57	5.6	4.5	11.7	7.0
58	0.9	0.2	▲ 0.1	▲ 4.9
59	1.7	0.3	6.8	▲ 3.9
60	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(参 考 2)

地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 額 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和55年度	44,276	▲4,731	10.6	3.9
56	42,700	▲1,576	9.6	4.3
57	38,100	▲4,600	8.1	4.7
58	50,011	11,911	10.5	5.2
59	47,602	▲2,409	9.9	5.5
60	39,500	▲8,102	7.8	5.7
61	44,290	4,790	8.4	6.1
62	53,900	9,610	9.9	6.4
63	60,481	6,581	10.4	6.6
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	6.6
2	56,241	649	8.4	6.7
3	56,107	▲134	7.9	7.0
4	51,400	▲4,707	6.9	7.9
5	62,254	10,854	8.1	9.1
6	103,915	41,661	13.1	10.6
7	113,054	9,139	13.7	12.5
8	129,620	16,566	15.2	13.9
9	121,285	▲8,335	13.9	15.0
10	110,300	▲10,985	12.7	16.3
11	112,804	2,504	12.7	17.4
12	111,271	▲1,533	12.5	18.1
13	119,107	7,836	13.3	18.8
14	126,493	7,386	14.4	19.3
15	150,718	24,225	17.5	19.8
16	141,448	▲9,270	16.7	20.1
17	122,619	▲18,829	14.6	20.1
18	108,174	▲14,445	13.0	20.0
19	96,529	▲11,645	11.6	19.9
20	96,055	▲474	11.5	19.7
21	118,329	22,274	14.3	19.9
22	134,939	16,610	16.4	20.0
23	114,772	▲20,167	13.9	20.0
24	111,654	▲3,118	13.6	20.1
25	111,517	▲137	13.6	20.1
26	105,570	▲5,947	12.7	20.1程度 (見込)
27	95,009	▲10,561	11.1	19.9程度 (見込)

<資料5>

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化。このため、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

➤ 以下の項目について、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行う。

- ①支所に要する経費の算定
- ②人口密度等による需要の割増し
- ③標準団体の面積を見直し単位費用に反映

➤ 具体的な見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体)
H26～ H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,463億円
H27～ H29	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・人口密度による補正を充実	1,000億円程度 (詳細別紙)
	清掃費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	
H28 以降	保健衛生費 小中学校費 徴税费等	・標準団体の経費を見直し ・下記の経費について、人口密度による補正を新設・充実 (例)検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等	700億円程度
	上記以外の費目	・標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等	1,500億円程度
合 計			6,700億円程度

平成27年度から見直しを行う項目(案)

消防費(合併団体への影響額:860億円程度)

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に伴い、標準団体における出張所数を見直し(2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
 - 旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
 - 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署所の経費を設定(消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入)
 - 旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定
 - 次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定
- $$\text{標準的な消防署所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} - \alpha$$
- ※ α : 合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの
 - ※人口8,000人規模の旧市町村の場合、上記による加算額は平均5,000万円程度(合併後の団体の規模により変動)
 - ②旧市町村ごとに算定した①の需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)
- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実(対象団体を200人/km²未満の団体→450人/km²未満の団体に拡充等)

清掃費(合併団体への影響額: 160億円程度)

- 標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設

離島の対応(合併団体への影響額: 20億円程度)

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

- 上記について、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映